

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

ページ

規 則

○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則（人材育成課） 5

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………（税務課） 8

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（危機対策課） 9

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 9

○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 9

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 9

○農林水産大臣権限に係る保安林の解除の予定の一部改正……………（治山課） 10

○農林水産大臣権限に係る保安林の解除の予定……………（治山課） 10

○道路の供用の開始……………（道路課） 10

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課） 10

○宅地建物取引業法による免許の取消し……………（建築指導課） 10

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 11

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 12

道原子力環境センター告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 13

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 14

道立子ども総合医療・療育センター告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 15

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 16

道立教育研究所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 17

規

則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第81号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第16条第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「違反したとき」の次に「、又は委託契約の解除に係る規定に該当したとき」を加える。

別記第3号様式一般職場適応訓練委託契約書第5条ただし書中「第14条」を「第16条」に改め、同契約書第11条第2項中「第14条第2項」を「第16条第2項」に改め、同契約書中第19条を第23条とし、第16条から第18条までを4条ずつ繰り下げ、第15条を第17条とし、同条の次に次の2条を加える。

第18条 第13条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金を甲の指定する日までに支払わなければならない。

第19条 乙は、この契約に関して、第14条各号のいずれかに該当する場合には、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第6号までに掲げる場合において、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

別記第3号様式一般職場適応訓練委託契約書中第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している

と認められるとき。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に関連する契約の相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が第1号から第5号までのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第14条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (2) 乙が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金（第6号において「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名宛人に対する命令全てが確定した場合（独占禁止法第49条第7項、第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77

条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において同じ。）に限る。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合に限り、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合に限る。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (7) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

別記第3号様式の2職場実習委託契約書第5条ただし書中「第14条」を「第16条」に改め、同契約書第11条第2項中「第14条第2項」を「第16条第2項」に改め、同契約書中第19条を第23条とし、第16条から第18条までを4条ずつ繰り下げ、第15条を第17条とし、同条の次に次の2条を加える。

第18条 第13条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金を甲の指定する日までに支払わなければならない。

第19条 乙は、この契約に関して、第14条各号のいずれかに該当する場合には、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第6号までに掲げる場合において、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

別記第3号様式の2職場実習委託契約書中第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に関連する契約の相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が第1号から第5号までのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第14条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (2) 乙が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金（第6号において「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名宛人に対する命令全てが確定した場合（独占禁止法第49条第7項、第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において同じ。）に限る。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合に限り、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合に限る。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(7) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則別記第3号様式及び別記第3号様式の2の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第783号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 7台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成26年2月26日（水）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年12月6日（金）から平成26年1月8日（水）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部財政局税務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総務部財政局税務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎5階総務部財政局税務課（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部財政局税務課）

(2) 入札日時 平成26年1月21日（火）午前10時（送付による場合は、同月20日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 20台

イ 予定時期 平成26年1月中旬頃

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成25年3月12日付け北海道告示第145号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部財政局税務課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部財政局税務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5079

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 7 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 21, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than January 20, 2014)
- C Contact : Taxation Division, Bureau of Financial Administration, Department of
General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo
060-8588 Japan
Phone : 011-204-5079

北海道告示第784号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ヘリコプター賃貸借 1機
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年10月31日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 朝日航洋株式会社
(2) 住 所 東京都江東区新木場4丁目7番41号
- 4 随意契約に係る契約金額
(1) 固定経費（1月当たりの単価） 6,800,000円
(2) 運航経費（1時間当たりの単価） 160,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室
- (2) 所在地 札幌市東区丘珠町755-11

北海道告示第785号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（金沢地区（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成25年12月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第786号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成25年12月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
西 富	かんがい排水〔明渠排水〕	平成24. 6. 29
北 見 北	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設）	同 23. 9. 27
同	同（区画整理、暗渠排水）	同 24. 12. 7
同	同（土層改良）	同 24. 12. 14
同	同（農用地造成）	同 23. 11. 18
東 藻 琴 西 部	同（区画整理、暗渠排水、土層改良）	同 24. 11. 30
同	同（農用地造成）	同 23. 12. 26
斜 里 美 咲	同（区画整理）	同 23. 12. 9
同	同（暗渠排水）	同 22. 12. 9
同	同（土層改良）	同 24. 12. 17
東 網 走	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗渠排水）	同 24. 11. 30
同	同（土層改良）	同 24. 12. 17
東 藻 琴 山 麓	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	同 24. 10. 18
はまなす第1	同	同 24. 6. 11

北海道告示第787号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

定する予定である。

平成25年12月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 北斗市戸切地50の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 水源の涵養
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第788号

平成25年北海道告示第779号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定）の一部を次のように改正する。

平成25年12月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 の事項中「檜山郡上ノ国町・」及び「以上2町」を削る。
- 3 の事項中「道路」を「農道」に改める。

北海道告示第789号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年12月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年12月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 桜野野田生停車場線	二海郡八雲町桜野139番1地先から 同郡八雲町桜野133番1地先まで	平成25年12月 6 日
道道 函 館 南 茅 部 線	函館市庵原町117番4地先から 同市東畑町103番1地先まで	平成25年12月16日

北海道告示第791号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年12月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
温泉沢川（I－51－0430）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市大字留萌村字カムイワ（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第792号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成25年12月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 商 号 又 は 名 称 株式会社エムエルビー

2 代 表 者 氏 名 代表取締役 坂本 陽一 3 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南13条西7丁目2-8 キャッスル北沢1F 4 免 許 証 番 号 北海道知事 石狩(2)第7407号 5 取 消 年 月 日 平成25年11月25日	北海道上川総合振興局長 山 本 広 海 1 落札に係る物品等の名称（1キログラム又は1トン当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課管内定置式 500,000キログラム (2) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課及び富良野出張所管内 580,000キログラム (3) 凍結防止剤（粒状）（塩化ナトリウム及びナトリウム、マグネシウム混合塩化物） 11,000キログラム (4) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内中央地区） 2,400トン (5) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内北部地区） 1,200トン (6) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内東部地区） 400トン (7) 焼砂（焼碎石）7号碎石（士別出張所管内） 950トン (8) 焼砂（焼碎石）7号碎石（富良野出張所管内） 2,000トン (9) 焼砂（焼碎石）7号碎石（美深出張所管内） 300トン 2 落札を決定した日 平成25年10月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 大成ロテック株式会社 イ 住 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 (2) 1の(2) ア 氏 名 道都化学産業株式会社 イ 住 所 札幌市東区北8条東1丁目1番40号 (3) 1の(3) ア 氏 名 エスケー産業株式会社 イ 住 所 札幌市白石区東札幌1条4丁目8番1号 (4) 1の(4) ア 氏 名 前田道路株式会社 イ 住 所 東京都品川区大崎1丁目11番3号 (5) 1の(5)及び(9) ア 氏 名 コンス・A・M・G株式会社 イ 住 所 旭川市東鷹栖東1条4丁目637番地の47 (6) 1の(6) ア 氏 名 美瑛川砂利碎石販売協業組合 イ 住 所 上川郡美瑛町字下宇莫別第5 (7) 1の(7)
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道上川総合振興局告示第126号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年12月6日 北海道上川総合振興局長 山 本 広 海 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) A重油（富良野地区） 10,900リットル (2) A重油（士別地区） 14,300リットル 2 落札を決定した日 平成25年10月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社亀屋斎藤商店 イ 住 所 富良野市日の出町6番2号 (2)ア 氏 名 北海丸油株式会社 イ 住 所 旭川市宮下通15丁目1201-1 4 落札金額 (1) 83.5円 (2) 98.0円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年8月27日付け北海道上川総合振興局告示第93号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	
北海道上川総合振興局告示第127号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年12月6日	

- ア 氏 名 三共建設株式会社
イ 住 所 士別市東2条北4丁目15番地
(8) 1の(8)
ア 氏 名 山伏パコム株式会社
イ 住 所 富良野市本町8番1号
- 4 落札金額
(1) 40.0円
(2) 27.3円
(3)ア 塩化ナトリウム
(ア) 占冠村字中央 28.0円
(イ) 事業課 42.0円
(ウ) 士別出張所 42.0円
(エ) 富良野出張所 42.0円
(オ) 美深出張所 42.0円
イ ナトリウム、マグネシウム混合塩化物
(ア) 事業課 47.0円
(イ) 士別出張所 47.0円
(ウ) 富良野出張所 47.0円
(エ) 美深出張所 47.0円
(4) 6,400円
(5) 6,300円
(6) 5,900円
(7) 7,000円
(8) 7,150円
(9) 7,300円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年9月17日付け北海道上川総合振興局告示第104号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 旭川市6条19丁目1番1号

北海道釧路総合振興局告示第16号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月6日

北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 3台
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 平成26年3月20日
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成25年12月6日から同月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局3階会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁

目 2 番 54 号 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課) (2) 入 札 日 時 平成26年 1 月 9 日 午前10時30分 (送付による場合は、同月 8 日までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成25年 3 月29日付け北海道釧路総合振興局告示第 2 号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒 (宛先を明記したもの) 及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道釧路総合振興局のホームページ (http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatujiyouhou.htm) においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)の ア 及び 3 の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 085-8588 釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号 電話番号 0154-43-9133 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 3 B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., January 9, 2014	(Mailed bids must arrive no later than January 8, 2014) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Urami 2-chome 2-54, Kushiro, Hokkaido 085-8588 Japan Phone : 0154-43-9133 <tr> <td colspan="2" data-bbox="1148 363 2132 443"> 道原子力環境センター告示 </td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1148 443 2132 1497"> 北海道原子力環境センター告示第26号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年12月 6 日 北海道原子力環境センター所長 田 畑 寿 幸 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 可搬型モニタリングポスト 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成26年 3 月28日 (4) 納 入 場 所 北海道原子力環境センター 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第 3 号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 調達する物品等に関し、納入実績があることを証明した者であること。 (5) 調達する物品等に関し、迅速なメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。 (6) 調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しな </td></tr>	道原子力環境センター告示		北海道原子力環境センター告示第26号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年12月 6 日 北海道原子力環境センター所長 田 畑 寿 幸 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 可搬型モニタリングポスト 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成26年 3 月28日 (4) 納 入 場 所 北海道原子力環境センター 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第 3 号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 調達する物品等に関し、納入実績があることを証明した者であること。 (5) 調達する物品等に関し、迅速なメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。 (6) 調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しな	
道原子力環境センター告示					
北海道原子力環境センター告示第26号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年12月 6 日 北海道原子力環境センター所長 田 畑 寿 幸 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 可搬型モニタリングポスト 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成26年 3 月28日 (4) 納 入 場 所 北海道原子力環境センター 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第 3 号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 調達する物品等に関し、納入実績があることを証明した者であること。 (5) 調達する物品等に関し、迅速なメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。 (6) 調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しな					

ればならない。

ア 申請の時期 平成25年12月6日から平成26年1月6日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地1
北海道原子力環境センター総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約事項を示す場所

北海道原子力環境センター総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター大研修室（送付による場合は、郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター総務課）

(2) 入札日時 平成26年1月16日 午前11時（送付による場合は、同月15日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道原子力環境センター総務課
(2) 所在地 郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地1
電話番号 0135-74-3131

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured (including Accessories):
Mobile monitoring post 1 set
B Bid tendering date and time: 11:00 A.M., January 16, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than January 15, 2014)
C Contact: General Affairs Section, Hokkaido Nuclear Energy Environmental Research Center, 261, Miyaoka, Kyowa-cho, Iwanai-gun, Hokkaido 045-0123 Japan
Phone: 0135-74-3131

北海道原子力環境センター告示第27号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年12月6日

北海道原子力環境センター所長 田畑寿幸

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
可搬型ゲルマニウム半導体検出装置 一式
2 落札を決定した日
平成25年11月21日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 セイコー・イージーアンドジー株式会社
(2) 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目8番地
4 落札金額
28,000,000円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成25年10月11日付け北海道原子力環境センター告示第22号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道原子力環境センター総務課
(2) 所在地 岩内郡共和町宮丘261番地1

道立子ども総合医療・療育センター告示

北海道立子ども総合医療・療育センター告示第55号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月6日

北海道立子ども総合医療・療育センター長 鈴木 信 寛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

N I C U部門システムの賃貸借 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成26年2月1日から平成31年1月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 資格審査の申請をする日の直前2か年度において、国又は地方公共団体が設置する病院2か所以上で「病院情報システム」の契約実績を有し、当該契約を誠実に履行した者であること。

(5) I S M S / I S O 27001を取得していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年12月6日から平成26年1月10日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 006-0041 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6
北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6 北海道立子ども総合医療・療育センター会議兼研修室（送付による場合は、郵便番号 006-0041 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課）

(2) 入札日時 平成26年1月16日（木）午前9時30分（送付による場合は、同月15日（水）午後3時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道立子ども総合医療・療育センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/hkr>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 006-0041 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6 電話番号 011-691-5696 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 1 (one) set of the clinical information system for the Neonatal Intensive Care Unit B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., January 16, 2014 (If mailed, bids must arrive no later than 3 : 00 P.M., January 15, 2014) C Contact : General Affairs Division, Hokkaido Medical Center for Child Health and Rehabilitation, Kanayama 1-jo 1-chome 240-6, Teine-ku, Sapporo 006-0041 Japan Phone : 011-691-5696	(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、詳細仕様書に記載の要件を満たす製品を納入できる者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成25年12月6日（金）から同月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。				
道 教 育 庁 教 育 局 告 示					
北海道教育庁渡島教育局告示第50号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年12月6日 北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 <table><tr><td>ア パーソナルコンピュータ（函館市・渡島中部）</td><td>76台</td></tr><tr><td>イ パーソナルコンピュータ（渡島北部）</td><td>93台</td></tr></table> ア及びイについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成26年3月10日 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	ア パーソナルコンピュータ（函館市・渡島中部）	76台	イ パーソナルコンピュータ（渡島北部）	93台	4 契約条項を示す場所 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階実習船管理室研修室兼船員室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 平成26年1月8日（水）午前10時（送付による場合は、同月6日（月）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成25年5月24日付け北海道教育庁渡島教育局告示第35号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。
ア パーソナルコンピュータ（函館市・渡島中部）	76台				
イ パーソナルコンピュータ（渡島北部）	93台				

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 電話番号 0138-47-9029 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Personal Computer 76 set b Personal Computer 93 set B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M, January 8, 2014 (If mailed, bids must arrive no later than January 6, 2014) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan Phone : 0138-47-9029	平成25年11月20日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 日本環境安全事業株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝1丁目7番17号 4 随意契約に係る契約金額 36,867,600円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立教育研究所総務部管理課 (2) 所在地 江別市文京台東町42番地
道 立 教 育 研 究 所 告 示	
北海道立教育研究所告示第14号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成25年12月6日 北海道立教育研究所長 岸 豊 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務 5缶（1,354kg） 2 随意契約の相手方を決定した日	